

## クーリングシェルターの指定について

熱中症対策の強化のため、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和5年法律第23号）が令和6年4月1日に施行となり、現行の「熱中症警戒アラート」を「熱中症警戒情報」として法に位置づけるとともに、より深刻な健康被害が発生しうる場合に備えた「熱中症特別警戒情報」の新たな創設、また、市町村長によるクーリングシェルターの指定制度等が措置されました。

当市では、熱中症による重大な健康被害の発生を防止するため、過去に例のない危険な暑さと言われる「熱中症特別警戒情報」が発表された場合の避難施設であるクーリングシェルターについて、公民館等公共施設18か所を指定することとしました。

**指定施設及び開放日等** 別紙参照

**指定日** 令和6年6月1日(土)

### 熱中症特別警戒情報について

**運用期間** 令和6年4月24日(水)～10月23日(水)

**発表基準** 都道府県内において全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数が35に達する場合

### 発表のタイミングと周知方法

- 前日午後2時頃環境省からの発表を受けての周知
- 前日午後5時頃 防災行政無線、すぐメール、公式ライン
- 当日午前10時頃 防災行政無線、すぐメール、公式ライン、ホームページ

**問い合わせは** 保健センター(☎22-1590)へ